

臨床における倫理に関する方針

佐賀大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に勤務するすべての職員が、医学部基本理念、本院の理念、目標、職業倫理に関する方針、患者さんの権利及び個人情報保護方針等に基づき、臨床における様々な問題に対応し、患者さんにとって最も望ましい医療を適切かつ十分に提供することを目的として、この臨床における倫理に関する方針を定める。

第1 患者さんの権利を最大限に尊重するとともに、次に掲げる事項により、患者さんの最善の利益を追求する医療を提供する。

- (1) 患者さんの立場に立った対応を常に心がけ、良好な信頼関係を築くよう努める。
- (2) 診療内容やその他必要な事項について、患者さんに十分な説明を行う。
- (3) 治療及び検査方法等の同意や選択に当たっては、患者さんの自己決定権を尊重する。
- (4) 患者さんのプライバシーを保護し、個人情報等の守秘義務を遵守する。

第2 患者さん個人の信仰、信条や価値観に十分配慮した上で、生命倫理に関する法令やガイドラインを遵守し、次に掲げる事項により、医療を行う。

- (1) 臨床研究、遺伝学的検査・診断等に関するガイドラインを遵守する。
- (2) 母体保護法を遵守する。
- (3) 臓器移植に関する法規を遵守する。
- (4) やむを得ず身体を拘束し、行動を制限する必要がある患者さんには身体拘束基準・手順に従い、慎重に対応する。
- (5) 緩和ケアの対象となる患者さんには、緩和ケアに関するガイドラインに従い、御家族の意向にも十分配慮しながら対応する。

第3 医学及び医療の進歩に必要な研究の実施や生命の尊厳等倫理的な問題を含むと考えられる医療行為については、当該委員会において倫理的・科学的観点からその妥当性について十分審議し、次に掲げる事項により、最良の治療方針を決定する。

- (1) 治験や医学的臨床研究等の実施に当たっては、治験審査委員会若しくは臨床研究倫理審査委員会において審査し、事前にその適否を判定する。
- (2) 生命の尊厳等に関する倫理的な問題を含むと考えられる医療行為については、医学部倫理委員会においてその妥当性を審議し、最良の方針を決定する。